



2019年5月10日

各位

会社名 名港海運株式会社
 代表者名 取締役社長 藤森 利雄
 (コード番号 9357 名証第2部)
 問合せ先 専務取締役 小林 史典
 (TEL 052-661-8135)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第96回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開ならびに事業内容の国際化および多様化に対応するため、現行定款第1条に商号の英文表示を、第3条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 経営体制の強化、充実を図るため、新たに取締役副会長の役職を追加することから、現行定款第24条第2項および第25条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、名港海運株式会社と称する。	(商号) 第1条 当社は、名港海運株式会社と称し、 <u>英文では Meiko Trans Co., Ltd. と表示する。</u>
(目的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第3条 (現行どおり)
(1)～(11) (条文省略) (新設)	(1)～(11) (現行どおり)
(12)～(15) (条文省略) (新設)	<u>(12)建設業</u>
(新設)	(13)～(16) (現行どおり)
(16)～(17) (条文省略)	<u>(17)輸送用機器及び荷役用機器等の売買及び賃貸業</u>
	<u>(18)労働者派遣事業</u>
	(19)～(20) (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="204 203 671 271">第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="204 282 453 315">第24条 (条文省略)</p> <p data-bbox="277 327 791 483">2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を定めることができる。</p> <p data-bbox="204 533 448 566">(招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="204 577 791 734">第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長、<u>取締役会長のないとき、又は支障があるときは取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p data-bbox="277 745 791 857">2. 取締役会長又は<u>取締役社長</u>に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p>	<p data-bbox="820 203 1287 271">第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="820 282 1080 315">第24条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="893 327 1407 483">2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役を定めることができる。</p> <p data-bbox="820 533 1064 566">(招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="820 577 1407 689">第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p data-bbox="893 745 1407 857">2. 取締役会長に支障があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日(木)

定款変更の効力発生日 2019年6月27日(木)

以上